

平成22年5月14日

株主総会における株主の議決権行使

成和明哲法律事務所

1 株主総会の決議事項

株主総会は、会社法又は定款に定める事項について決議する機関

「会社法に定める事項」 → 会社の基礎ないし株主の利害に重要な影響のある事項、取締役・監査役の選任・解任、計算に関する事項

2 決議要件

- ・普通決議 「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う」(会社法309条1項)
→ 剰余金の配当、取締役選任など
- ・特別決議 「議決権を行使することができる株主の議決権の過半数(三分の一以上の割合を定款で定めた場合にあつては、その割合以上)を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の三分の二(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもって行わなければならない。」(同条2項)
→ 組織再編(合併・会社分割・株式交換など)、定款変更など

3 議決権行使の方法

- (1) 議決権の代理行使(会社法310条)
会社は必ず認めなければならない。
- (2) 書面による議決権行使(会社法311条)
株主1000人以上の会社の義務(会社法298条2項本文)
それ以外の会社は任意
- (3) 電磁的方法(IT)による議決権行使(会社法312条)
(2)に代わるもの;会社が任意に選択可。
- (4) 株主総会に出席

4 複数の議決権行使の優劣

・株主総会へ出席 は他のすべての議決権行使方法に優先

・議決権行使書 vs 議決権行使書、又は、電子行使 vs 電子行使

1人の株主が同一の議案について、重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めることができる。(会社法施行規則 63 条 4 号)

・議決権行使書 vs 電子行使

1人の株主が同一の議案について、議決権行使書及び電子行使により重複して議決権を行使した場合において、当該同一の議案に対する議決権の行使の内容が異なるものであるときにおける当該株主の議決権の行使の取扱いに関する事項を定めることができる。(会社法施行規則 63 条 4 号)

・その他のパターン

5 委任状争奪戦

委任状勧誘

「何人も、政令で定めるところに違反して、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の株式につき、自己又は第三者に議決権の行使を代理させることを勧誘してはならない。」(金融商品取引法 194 条)

例外 (施行令第 36 条の 6)

- 一 当該株式の発行会社又はその役員 of いずれでもない者が行う議決権の代理行使の勧誘であつて、被勧誘者が十人未満である場合
- 二 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による広告を通じて行う議決権の代理行使の勧誘であつて、当該広告が発行会社の名称、広告の理由、株主総会の目的たる事項及び委任状の用紙等を提供する場所のみを表示する場合
- 三 他人の名義により株式を有する者が、その他人に対し当該株式の議決権について、議決権の代理行使の勧誘を行う場合

以上